

岩沼市内での



新婚生活を応援します！

岩沼市結婚新生活応援補助金

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得、住宅賃料、リフォーム費、引越費用）を補助します

主な要件

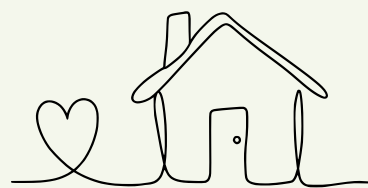
主に次の①～④のすべてを満たす世帯が対象です。

- ①令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日におけるご夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- ②令和7年分のご夫婦の所得を合わせて500万円未満であること。
- ③補助金の申請時に、ご夫婦のいずれかが岩沼市に居住していること。
- ④ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかを夫婦で受講していること。

補助対象費用

令和8年4月1日から令和8年12月31日の間に支払った次の①～④の費用が対象です。

- ①住宅の取得費
- ②住宅の賃料（敷金などを含む）
- ③住宅のリフォーム費用
- ④引越業者や運送事業者を支払った引越費用



補助金額

次の①、②を上限額として「実際に支払いをした金額」を補助します。

- ①婚姻日にご夫婦の年齢がいずれも29歳以下：上限60万円
 - ②その他の世帯（30歳～39歳）：上限30万円
- ※賃料は3か月分が上限になります。

お問い合わせ／申請窓口

岩沼市政策部まちづくり政策課企画創生係

TEL:0223-23-0199 FAX:0223-24-0897

E-mail:sousei@city.iwanuma.miyagi.jp

詳細について▶



裏面もご覧ください

申請から補助金交付までの流れについて



1 必要書類の提出

共通	☐ 岩沼市結婚新生活応援補助金交付申請書（様式第1号） ☐ 夫及び妻の申請年度の課税（所得）証明書又は非課税証明書（申請年度の前年度の1月1日時点で岩沼市に住民登録されていない場合に限る） ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ☐ ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座を受講したことが分かる資料
住宅取得	☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し
住宅リフォーム	☐ 住宅の工事請負契約書又は請書及び領収書の写し
住宅の賃借	☐ 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し ☐ 夫及び妻の住宅手当の支給状況証明できる書類（給与取得者である場合に限る）
引越費用	☐ 引越費用に係る領収書等の写し
その他	☐ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る）

2 交付決定通知

審査の結果を「岩沼市結婚新生活応援補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）」より通知します。

3 請求書の提出・振込

通知書が届いたら、同封する請求書に必要事項を記入し、提出してください。その際に、お振込みの口座番号が分かる通帳の写しも併せて提出してください。
請求書の内容を確認し、市から請求書が指定する口座に振り込みます。

岩沼市結婚新生活応援補助金のQ&Aについてはこちらから確認できます

